

西九州大学・西九州大学短期大学部共同研究取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西九州大学及び西九州大学短期大学部（以下「本学」という。）において実施する共同研究の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同研究 外部の機関（以下「共同研究機関」という。）の研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の教員（客員教授を含む。）が共同研究機関の研究者と共通の課題について共同して行う研究をいう。
- (2) 共同研究担当者 共同研究員と共同研究を行う大学の教員をいう。
- (3) 共同研究員 共同研究機関において、現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者をいう。

(受け入れの基準)

第3条 共同研究は、本学の教育研究に寄与する優れた研究成果を期待でき、かつ、本学の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り受け入れるものとする。

(共同研究の申請)

第4条 共同研究を申請しようとする共同研究機関は、共同研究申請書（別記第1号様式）を西九州大学学長（以下「学長」という。）に提出するものとする。

2 学長は、前項の共同研究申請書が提出された場合は、学校法人永原学園理事長（以下「理事長」という。）と協議するものとする。

(受け入れの決定)

第5条 共同研究の受け入れは、学長が共同研究担当者が所属する所属長等の意見を徴したうえで、決定するものとする。

(受け入れの通知)

第6条 学長は、共同研究の受け入れを決定したときは、共同研究受け入れ決定通知書（別記第2号様式）により、共同研究機関の長に通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 学長は、第5条の決定に基づき、標準共同研究契約書（別記第3号様式）に準じ、共同研究に関する契約を共同研究機関の長と締結するものとする。

(受け入れの報告)

第8条 学長は、受け入れを決定した共同研究について、理事長に報告するものとする。

(研究料)

第9条 共同研究機関の長は、第7条の契約を締結したときは、共同研究員1人につき年額 360,000 円の研究料を納付しなければならない。

- 2 同一年度内において、研究期間を延長する場合は、同一の共同研究員に係る研究料は徴収しない。
- 3 納付された研究料は返還しない。

(共同研究に要する経費)

第10条 共同研究に要する経費（以下「研究経費」という。）は、共同研究に使用する本学の施設及び設備の維持・管理に必要な経費（光熱水費を含む。以下「通常経費」という。）並びに謝金、賃金、旅費、備品費、消耗品費及び印刷製本費等の当該共同研究遂行に直接必要な経費（以下「直接経費」という。）並びに当該研究の遂行に関連し直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」

という。)を合わせた額とする。

(研究経費の負担)

第11条 本学は、通常経費を負担するものとする。

2 共同研究機関は、直接経費及び間接経費が必要となる場合にはこれを負担するものとする。

3 本学は、必要に応じ直接経費の一部を負担することができる。

4 共同研究機関からの直接経費及び間接経費は当該共同研究の開始前に納入させるものとする。

(施設の利用)

第12条 共同研究員は、共同研究遂行のため必要がある場合は、許可を得て、本学の教育、研究施設等を利用することができる。

(設備の帰属等)

第13条 研究経費により取得した設備等は、本学に帰属する。

2 学長は、共同研究の遂行上必要があると認めるときは、共同研究機関が所有する設備を受け入れ、当該共同研究の用に供することができる。

3 学長は、共同研究機関が所有する特定の設備を使用することが必要であり、かつ、当該設備を本学に搬入することが困難であると認めるときは、当該共同研究の遂行上必要な限度内で、共同研究担当者に当該設備の所在する施設において、研究を行わせることができる。

(研究期間)

第14条 共同研究の期間は、受け入れが決定された日の属する年度内とする。ただし、研究の継続の必要があると認められるときは、翌年度において更に受け入れ手続きをするものとする。

2 前項ただし書の手続き等については、共同研究継続申請書(別記第4号様式)により行うほか、年度内に完了する共同研究の例により行うものとする。

(共同研究の中止又は変更)

第15条 共同研究担当者は、共同研究を中止し、又は同一年度内で研究期間を変更する必要があるときは、直ちに学長にその旨を報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けた場合において、天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、共同研究機関の長と協議のうえ、当該研究を中止し、又は研究期間を変更することができる。

(共同研究の完了)

第16条 共同研究担当者は、当該共同研究が完了したときは、共同研究機関との共同研究実施報告書(別記第5号様式)により、理事長及び学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、共同研究の結果又は経過を、共同研究担当者から共同研究機関の長に通知させるものとする。

(研究成果の公表)

第17条 共同研究担当者は、共同研究による研究成果を自由に公表することができる。

2 学長は、共同研究担当者の申し出に基づき、特許等の出願その他特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、研究成果の公表の時期及び方法を共同研究機関の長との協議により定めるものとする。

(特許出願等の取扱い)

第18条 学長は、共同研究担当者が共同研究の結果独自に発明を行い、当該発明に係る特許等の出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめ共同研究機関の長の同意を得るものとする。

2 学長は、共同研究担当者が共同研究員との共同研究の結果共同発明を行い、当該共同発明に係る特許等の出願を行おうとするときは、共同研究機関の長と当該特許等を受ける権利に係る持ち分を定めた共同出願契約を締結のうえ、共同して出願を行わせるものとする。

(雑則)

第19条 この規程が定めるもののほか、共同研究の実施等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月20日から施行する。

附 則（平成19年2月1日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月17日常任理事会）

- 1 この規程は、令和3年5月17日から施行する。
- 2 西九州大学共同研究取扱規程及び西九州大学における民間機関等との共同研究取扱規程は廃止する。